

大槌町告示第 130 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 19 条第 1 項の規定により、都市計画を決定したので、同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同法第 20 条第 2 項の規定に基づき、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成 27 年 8 月 4 日

大槌町長 碓 川



1. 都市計画の名称

大槌都市計画町方地区地区計画

2. 都市計画を決定する土地の区域

岩手県上閉伊郡大槌町上町、本町、末広町、大町、新町、須賀町、栄町、大槌第 17 地割及び小槌第 32 地割の各一部

3. 縦覧場所

大槌町役場 復興局 復興推進課